

平成27年知立市議会 9月定例会市民福祉委員会

1. 招集年月日 平成27年9月18日(金) 午前10時

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員(6名)

中野 智基 小林 昭弑 神谷 文明 高木千恵子
池田 福子 川合 正彦

4. 欠席委員

明石 博門

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
福祉子ども部長	成瀬 達美	福祉課長	長谷 嘉之
子ども課長	星野 主税	保険健康部長	中村 明広
長寿介護課長	清水 弘一	国保医療課長	正木 徹
健康増進課長	浦田 浩子	市民部長	山口 義勝
市民課長	加塚 尚子	経済課長	早川 晋
環境課長	小栗 朋広		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 島津 博史 議事課長 横井 宏和
議事係 野々山英里

7. 会議に付した事件(又は協議事項)及び審査結果

	事 件 名	審査結果
議案第47号	知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第48号	知立市手数料条例の一部を改正する条例	〃

開会 午前9時58分

○高木委員長

定足数に達していますので、ただいまから市民福祉委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は2件、すなわち議案第47号、議案第48号です。これらの案件を逐次議題とします。

議案第47号 知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

○池田福子委員

この条例は、つけ加えることに「里親」ということが追加されるということなんですけれども、この意味をちょっと教えてください。

○子ども課長

では、里親についてでございますけれども、まず里親につきましては、要保護児童の養育を委託する制度で、大きく分けまして、養育里親、養子縁組を希望する里親、親族里親というものがあつて、また養育里親には虐待を受けた児童、非行等の問題を有する児童、また障害児など、一定の専門的ケアを必要とする子供を養育する専門里親というのがございます。

○池田福子委員

この里親制度を追加しようというからには、それなりの意味があると思うんですけど、どんなことでしょうか。

○子ども課長

今回は、条例のほうに挙げさせていただいたところの説明でございますけれども、これは3月31日に公布されました子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴いまして、条例改正をお願いさせていただくものになっております。これについては、今回、保育料のそれぞれ別表1、別表2というようなところでございますけれども、ここについては、今回、新制度4月から変わるといふことで、いろいろ私ども準備をしております。その中で国からいろいろ示されているもの

というところで、具体的に示されているところもありましたけれども、表現的などころでとどまっているような部分もいろいろありまして、そこで試行錯誤という部分もありながら準備をしてきたわけでございますけれども、その中で、今の条例については、3月に議会に上程させていただいて、御議決いただいたものになっております。今回改正する部分については、国に申し上げましたようにはっきりと明示がされてなかったというようなところでございます。この子ども・子育て支援法施行規則の中に明確に入ってきたと、従来の、そういった国からの昔からの制度の中には、こうやって明確に入っているものがなくて、今回改めて規則に入ってきたということで、条例のほうに入れさせていただきたいということでございます。

○池田福子委員

それで、知立市では、今、こちらの方、1、2、3含めて結構なんですけれども、何名の世帯が里親として活動してらっしゃるのでしょうか。

○子ども課長

今、私どものほうでわかっているところでは里親が3件ございます。親族里親とそれから養育里親という方がいらっしゃいます。

○池田福子委員

ここで養育里親の方は専門性がいると、資格として何か必要ということでしょうか。

○子ども課長

こちらの養育里親については、養子縁組を目的とせずに要保護児童を預かって養育する里親でございます。基本的には実親のもとで暮らすことができるようになるまでというような形の里親になりまして、これになるには事前に研修を受けていただいて登録をしていただくと、こちら都道府県ということで、この辺ですと愛知県でございますが、近隣ですと児童相談センター、刈谷市のほうにございますが、そちらのほうに、いろいろ里親については御相談いただくというような形になるかと思つています。

○池田福子委員

それで、両親が見れない、親御さんが見れない

お子さんは、今までですと多くは施設でしたよね。療育施設みたいところで過ごしたと思うんですね。それよりも家庭的な環境のほうが子供にとってはいいんじゃないかということで、里親制度が注目され始めてるわけですよ。今、注目され始めてると思うんですよ。そういう意味もあるのかなと思ったんですね。私としては、里親になるほうもそうだけれども、子供のほうも本当に葛藤がいろいろあって、だけど、その中で家庭生活を築いていこうという意思がすごくある方たちだと思うんですね、この里親制度を駆使しようという方はですね。ですから、私なりのあれですけど、本当に体験談を聞きたい感じなんです。親御さんの。実親の方にどういうふうに接していくかとか、それから最初は子供たちにどう接したかとか、そういう体験談を本当に聞きたい感じがする例なんです。私これは。例えば、こういう親御さんを学校で話をしてもらってもいいかと思うんですよ。子供たちに、皆さんたちはきちっと家庭で見てもらっているけれども、こういう子たちもいて、こういう子たちのことを考えてみてくださいという感じで、そうすると、帰ってから親子のきずながより深まるんじゃないかと思うんですね。ですから、今度「里親」ということが明記されたということは、里親の存在自身をもっとクローズアップさせようという意味もあるんじゃないかと思って、これをやっぱり活かした施策をとっていただきたいなというふうに私の願いです、それは、どうですか。

○子ども課長

この里親制度については、要保護児童ということで、かなり御家庭に恵まれないお子さんという方が対象になります。里親については、県のほうに先ほども言いましたように登録をされてという、施設の場合もありますけども、この場合に、その方が表に出ていくことで、子供さん、個人情報とかそういったところもあるかと思うので、私どものほうから直接アプローチしてどうとかっていうのはなかなかしにくいというのは現状あるのかなとは思っています。

○池田福子委員

ですから、今、育てている子のことは無理だと思います。やっぱり今の学校もありますし、ですから、過去こういうことをしてこうなっていったと、18歳までですよ、この里親制度というのは、そうですね、18歳になった以降はどうなっていたかということも、これは心配なんですよということも意思表示で少し話していただくと、もつとこの里親制度というものが認知されると思いますので、できましたら、ちょっと方向性を示していただくといいなと思います。

○高木委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

これで質疑を終わります。

次に自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第47号について、挙手により採決します。議案第47号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高木委員長

挙手全員です。したがって議案第47号 知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第48号 知立市手数料条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○池田福子委員

カードの再発行についてなんですけれども、私は非常にこれは危惧を覚えるんですよ。カード、これは考えられるのはどういうケースか、紛失、それとか盗られてしまう、そういうことじゃないでしょうかね。ちょっとお答え願えますか。

○市民課長

今の御質問ですけれども、想定されるのは、紛失、盗難が一番考えられるものと考えております。

○池田福子委員

そうなりますと、機構のほうに行って出してくださいと言って、例えば本人じゃない人の申請もあったりするんですか。

○市民課長

申請というのは、再交付の申請の場合でしょうか。

○池田福子委員

はい。

○市民課長

そうしますと、基本は御本人様からになります。あと15歳未満等の法定代理人がいらっしゃる場合は親御さんであったり、あと御本人様がどうしても来られない事情がある場合は委任状等で対応する場合がございます。

○池田福子委員

本人確認は保険証とかそういったものを出してもらって本人確認をするということでもいいですか。

○市民課長

そうでございます。

○池田福子委員

その場合、例えば住基カードでもなりすましがあって問題になったんですが、紛失したと言って、その拾った人が何に使うかわからないという状況は、はっきり言ってあるんじゃないかと思うんですね。この何百円かという手数料は、前のは使えないというふうに操作する手数料ならいいんですけども、この手数料はどの意味ですかね。

○市民課長

通知カードと個人番号カードがありまして、通知カードは番号が載っているものであります。それにつきましては、なくされても番号だけと言っ

てはおかしいですけれども、特にそこから何かされるということは特にないということでありまして、個人番号カードに関しましては、暗証番号を入れることとなりますので、もし、なくした場合に使う場合は、暗証番号を入れる必要がありますので、そこでガードはかかっていると考えております。

○池田福子委員

それはまともな社会のことはそうかもしれないんですけども、例えば借金をするというようなときに、今でも保険証を見せてそれからというふうなものが多いわけですよね。だから、その場合、カードを見せてと、拾った人のカードをこう見せると、知らない間にその人が巻き込まれていくという場合も想定される。いろんなことを考えますからね、そういうふうに使おうと思えば使えるということになってしまうと思うんですね。ですから、前のが完全にだめという操作をするならともかく、これに関しては、ちょっとまだ不安がいっぱい、ちょっと賛成しかねるなという思いがするんですが。住基カードそのものも、まだまだの段階だと思うんですけども、犯罪に巻き込まれる可能性というのはゼロではないですよね。

○市民課長

今回の個人番号カードですけれども、個人番号カードが公布されるようになりますと、コールセンターが設けられます。それで、キャッシュカード等をなくされたときのように、コールセンターに連絡をしていただいて、その個人番号カードが使えないように一旦とめていただくというシステムがございます。

○池田福子委員

そうすると、悪用しようと思ってもワンクッションあるよという、一つの防波堤はあるよということですね。そのコールセンターはずっと永続で続きますか。

○市民課長

はい。個人番号カードがあればコールセンターはございます。

○池田福子委員

そういう正式な場合はそうだとすると、やっぱり悪用されるという心配はあると思うんですね、見せるだけでいいというような社会もあるもんですから、ですから、その辺が解決するまでは、ちょっと危ないかなと私自身は思っております。

○市民課長

個人番号カードに関しましては、写真がついておりますので、そこで御本人確認は可能かと思えます。

○池田福子委員

私、昔、化粧品会社だったんです。顔はどうでも変えられるんですよ、本当に。髪型一つでもすごく変わって、男性はそうでもないと思うんですよ、髪が薄くなっていくとかそういうことであれだと思うんですけど、それこそ、どうでも変えられるんですよ。ですから、下手すると前の写真のとおりじゃないねって言われることは本当にあるんですよ。何年か前のを凝視するんですよ、こっちとこっちでね。ですから、写真があるからいいだろうというのは、毎年、写真撮っていても危ない状態だと思うんです。だから写真を過信しすぎないほうがいいとは思っていますので、以上です。

○高木委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

これで質疑を終わります。

次に自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第48号について、挙手により採決します。

議案第48号は、原案のとおり可決することに賛

成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高木委員長

挙手多数です。したがって議案第48号 知立市手数料条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては正副委員長に御一任願いたいと思えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で市民福祉委員会を閉会します。

閉会 午前10時16分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会市民福祉委員会
委員長